

## 江田島市教育委員会会議録

平成26年7月22日（火）平成26年第9回教育委員会会議定例会を大柿分庁舎 301 会議室において開催しました。

### 1 開会及び閉会に関する事項

開会	午前	9時30分
閉会	午前	10時40分

### 2 出席委員

委員長	三島雅司
委員長職務代理者	樋上美由紀
委員	坪木一恵
委員	柳川政憲
教育長	塚田秀也

### 3 出席説明員

教育次長	渡辺高久
学校教育課長	田中祐二
生涯学習課長	山井法男
西能美学校給食共同調理場総括場長	木場副行
江田島図書館長兼能美図書館長	泊野康子

### 4 事務局

学校教育課

課長補佐	田原留美子
主任	竹本益美

### 5 傍聴人

なし

### 6 議事日程

- (1) 教育長報告
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 議案第16号 学校統合の取組について
- (4) 議案第17号 江田島市就学指導委員会規則の一部を改正する規則案について
- (5) 承認第11号 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免につ

いて

- (6) 報告 1 教科用図書採択事務の進捗状況について
- (7) 報告 2 大柿中学校の事故を教訓とした各学校の取組について
- その他

## 7 議事の概要

### ○ 三島委員長

ただ今から第9回江田島市教育委員会会議定例会を開催します。

ただ今の出席委員は5名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

### ○ 三島委員長

審議に入る前に、承認第11号については、人事に関する案件ですので、審議は非公開が適当ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(全員異議なし)

### ○ 三島委員長

それでは、お諮りいたします。

承認第11号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」は、公開しないことに賛成の方の挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

### ○ 三島委員長

挙手全員と認めます。

従いまして、承認第11号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」は、公開しないで審議することに決定いたしました。

### ○ 三島委員長

それでは、日程第1、「教育長報告」を行います。

### ○ 三島委員長

塚田教育長から報告事項がありますので、これを許します。

### ○ 塚田教育長

「教育長報告」

(省略)

○ 三島委員長

以上で、教育長報告を終わります。

日程第2、「会議録署名委員の指名」は、会議規則第17条第2項の規定により、あらかじめ署名委員の順番を決めていますので、柳川委員にお願いします。

○ 三島委員長

日程第3、議案第16号「学校統合の取組について」を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

○ 塚田教育長

2ページをお開きください。

議案第16号「学校統合の取組について」の提案理由を説明します。

江田島市学校統合検討委員会の「江田島市立小中学校の統合について（第2次答申）」（平成21年6月）に基づき、柿浦小学校及び三高中学校の学校統合の取組をすすめることについて、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年教育委員会規則第4号）第2条第1号の規定に基づいて、委員会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、学校教育課長をして説明させます。

○ 学校教育課長

ただいま、議題となっております、議案第16号「学校統合の取組について」の内容についてご説明します。

提案理由につきましては、先ほど教育長が説明いたしましたとおりでございます。

3ページをお開きください。添付しております資料「江田島市立小中学校の統合について」は、平成21年6月の学校統合検討委員会第2次答申の内容です。

4ページをお開きください。

「1 統合審議対象校」については、前回の答申を引き継ぎ、統合対象要件として「複式学級が2つ以上の小学校と、3学級以下の少人数の中学校」としており、高田小学校、柿浦小学校、飛渡瀬小学校、三高中学校、江田島幼稚園が審議対象とされました。

今回、議題となっております柿浦小学校及び三高中学校について、第2次答申の内容を確認いたします。4ページ「1（2）」をご覧ください。

柿浦小学校については、「複式学級が2学級となる時点を目途に大古小学校に統合する」とされています。

答申時の児童数は59名と記載されていますが、現在は46名で第3・4学年が複式学級であり、平成28年度には複式学級が第3・4学年及び第5・6学年の2つとなる見通しであります。統合先については、大古小学校とされています。

続いて、5ページ（4）をご覧ください。

（4）三高中学校については、「能美中学校の新校舎建設の時期を目途に能美中学校に統合

する」と方針が示されており、昨年度の能美中学校新校舎建設が終わった今、統合目途の時期となっております。現在の生徒数は52人ですが、来年度以降は46人、42人、37人と推移する見通しであります。

これらの答申を踏まえ、柿浦小学校及び三高中学校について、学校統合説明会を行い、保護者や地域の理解を十分得るよう、取組をすすめていきたいと考えております。

以上で説明は終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 三島委員長

ただ今の説明に対して、ご質問又はご意見はございませんか。

○ 三島委員長

説明会の具体的な日程は決まっていますか。

○ 学校教育課長

柿浦小学校については、7月28日（月）午後7時30分から、大柿町柿浦の柿浦会館で行います。

三高中学校については、現在調整中であります。決まり次第お知らせいたします。

○ 三島委員長

教育委員の説明会への参加はどうですか。

○ 学校教育課長

他校の統合説明会では、教育委員も参加し、様子をご覧いただいたことはあります。

○ 三島委員長

本件の審議を終わります。

採決に移ります。議案第16号「学校統合の取組について」は、ご異議ありませんか。

（全員異議なし）

○ 三島委員長

全員異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 三島委員長

日程第4、議案第17号「江田島市就学指導委員会規則の一部を改正する規則案について」を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

○ 塚田教育長

8ページをお開きください。

議案第17号「江田島市就学指導委員会規則の一部を改正する規則案について」の提案理由を説明します。

中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（平成24年7月23日）及び広島県教育委員会教育長通知「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成25年10月10日）に基づき、現行規則の一部を改正する必要があるため、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年教育委員会規則第4号）第2条第2号の規定に基づいて、委員会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、学校教育課長をして説明させます。

○ 学校教育課長

ただいま、議題となっております、議案第17号「江田島市就学指導委員会規則の一部を改正する規則案について」の内容についてご説明します。

提案理由につきましては、先ほど教育長が説明いたしましたとおりでございます。

9ページに改正する条文、10ページに参考資料として新旧対照表を添付しております。

また、資料といたしまして、11ページから18ページに、広島県教育委員会教育長通知「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」の写しを、19ページに、中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」の一部抜粋を添付しております。

それでは、改正内容に入ります前に、19ページの資料2をご覧ください。

この中央教育審議会初等中等教育分科会報告は、障害者の権利に関する条約をうけた国内の障害者制度改革の動きの中でまとめられたものであります。

この報告の中で、2（2）として、「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当であること、また「教育支援委員会」（仮称）については、以下のように機能を拡充し、一貫した支援を目指す上で重要な役割を果たすことが期待されていると示されています。

この報告に基づき、県教育委員会からの通知におきましても、資料17ページにありますように、同様の内容が示されています。

これらの報告、通知を踏まえ、江田島市就学指導委員会規則の一部を改正することを提案するものであります。

それでは、10ページの新旧対照表をもとに、改正内容を説明いたします。

右側が現行条文、左側が改正条文であります。

まず、題名を「江田島市教育支援委員会規則」と改めることとします。

次に、第1条の見出しを「設置及び目的」に改め、同条中「児童、生徒（以下「障害児」

という。)の就学指導を適正に行うことにより、障害児に係る義務教育の円滑な実施を図る」を「幼児、児童及び生徒の適正な就学及びその後の一貫した支援に関する助言を行う」に、「江田島市就学指導委員会」を「江田島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に江田島市教育支援委員会」に改め、第2条の見出しを「任務」に改め、同条中「前条の目的を遂行するため、次の事業」を「次に掲げる任務」に改め、同条第1号中「就学指導」を「就学」に、「必要な調査、審査」を「必要な調査及び審査」に、「江田島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に具申する」を「教育委員会に具申すること」に改め、同条第2号中「委員会の目的達成に必要な事業を行う」を「前条の目的を達成するために必要なこと」に改め、第3条第3号中「福祉事務所長」を「福祉関係行政機関の職員」に改めるものでございます。

なお、附則としたしまして、この規則は、平成26年8月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 三島委員長

説明が終わりました。ご質疑はございませんか。

○ 塚田教育長

ただ今の説明の補足説明をいたします。19ページをご覧ください。資料の枠で囲んだところに、教育支援委員会の期待される役割が、(ア)から(キ)まで7項目示されています。これまでの就学指導委員会では、主に(エ)の「市町村教育委員会による就学先決定に際し、事前に総合的な判断のための助言を行うこと」であります。今後は、就学時のみでなく、就学後の一貫した支援も拡充していくことが必要であるというものであります。

○ 三島委員長

委員の構成についてどのように考えていますか。

○ 学校教育課長

現在は、小学校長会及び中学校長会の代表、特別支援学級設置校校長、学校医代表、福祉事務所長、県立呉特別支援学校江能分級教頭、学識経験者として、県西部こども家庭センター職員や県立呉特別支援学校教諭、大谷リハビリテーション病院医師など10名で構成しています。

今回、福祉事務所長から、福祉関係行政機関の職員に改正したのは、幼児や児童の様子をより把握している子育て支援センター等の職員が適任であると考えたためであります。

また、今後も、目的の改正に沿って、専門的知識等を有する者を委員として委嘱できるよう検討していきたいと思っております。

○ 三島委員長

それでは本件の審議を終わります。

採決に移ります。議案第17号「江田島市就学指導委員会規則の一部を改正する規則案について」は、原案のとおり決することにご異議はありませんか。

(全員異議なし)

○ 三島委員長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 三島委員長

日程第5，承認第11号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」を議題とします。

(非公開)

○ 三島委員長

日程第6，報告1「教科用図書採択事務の進捗状況について」を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

○ 塚田教育長

22ページをお開きください。

報告1「教科用図書採択事務の進捗状況について」は、学校教育課長をして説明させます。

○ 学校教育課長

ただいま議題となっております報告1「教科用図書採択事務の進捗状況について」の内容についてご説明します。

22ページから29ページまでの資料につきましては、5月及び6月の教育委員会会議で説明をさせていただいたものでございます。

28ページをお開きください。「採択についての事務日程について」をもとに、6月定例教育委員会会議後の進捗状況を説明いたします。

第1回選定委員会を6月17日に開催し、調査員について可決されました。それを受け、第1回調査員会議を6月20日に開催しております。現在は、各部会において調査研究を実施し、8月5日に開催される第2回選定委員会へ提出する調査研究報告書をまとめているところであります。

今後は、第2回選定委員会において種目ごとに審議し、結果を教育委員会へ答申し、8月定例教育委員会会議において採択していただくよう予定しております。

29ページには選定委員会名簿を、30ページには、調査員名簿を添付しております。  
31ページには、調査員会議の日程を添付しております。

32ページをお開きください。この「教科用図書調査研究報告書」は、調査研究後の報告の様式を定めたものであり、現在各部会では、調査結果を本様式によりまとめている段階でございます。

以上で、報告を終わります。

○ 三島委員長

「教科用図書採択事務の進捗状況について」については報告のとおりです。

○ 三島委員長

日程第7、報告2「大柿中学校の事故を教訓とした各学校の取組について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○ 塚田教育長

33ページをお開きください。

報告2「大柿中学校の事故を教訓とした各学校の取組について」は、学校教育課長をして説明させます。

○ 学校教育課長

ただいま議題となっております報告2「大柿中学校の事故を教訓とした各学校の取組について」の内容についてご説明いたします。

まず、33ページから35ページについては、6月17日付け教育長通知「大柿中学校における事故について」として、5月27日（火）に生じた大柿中学校グラウンドでの陸上競技用ひもによる事故について、34ページでは、「事故発生の状況」「事故の原因・改善策」を34ページの内容でまとめるとともに、「大柿中学校の事故を教訓とした今後の各学校の取組について」徹底を図るよう35ページのとおりまとめ通知したものです。

35ページをご覧ください。「1 作業車を使用する場合の危機管理体制の徹底について」とともに、「2 法令に基づく安全点検の確実な実施について」とし、学校保健安全法及び同法施行規則に基づき、系統的な安全点検、臨時の安全点検、日常的な安全点検について徹底を図るよう通知したものであります。

また、安全点検項目の見直しや改善を図るため、事務局では、全ての学校の安全点検項目を取り寄せ、内容を検討し、項目の目安として「安全点検項目一覧」を作成し、36ページ、37ページにより、6月26日付けで各小中学校長へ通知するとともに、7月3日の校長会で指導したところであります。

以上で、報告を終わります。

○ 三島委員長

「大柿中学校の事故を教訓とした各学校の取組について」については報告のとおりです。

○ 三島委員長

以上で、本日の会議に付された審議事項は、すべて終了しました。

「その他」

その他では、次の項目について報告を行いました。

- (1) 生活指導上の諸問題集計について
- (2) 中学校第2学年職場体験学習（キャリア・スタート・ウイーク）受入事業所について
- (3) 平成26年度広島県女性教育委員グループ総会並びに第1回研修会報告について

次の教育委員会会議は8月18日（月）9時30分からここ301会議室で開催します。  
以上で閉会します。

江田島市教育委員会会議規則の規定により、ここに署名する。

江田島市教育委員長

署 名 委 員